

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国際戦略総合特区における欠損金の繰越控除制度における控除限度額の上限緩和 (国4)(法人税:義) (地3)(法人住民税、事業税:義) <b>【新設・延長・拡充】</b>
2	要望の内容	欠損金の繰越控除制度における控除前所得の金額の100分の80相当額と定められている控除限度額について、一定の要件を満たす法人に対しては控除前所得の金額の100分の100相当額に上限緩和する。
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	なし
6	適用又は延長期間	平成26年度及び平成27年度の2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。 《政策目的の根拠》 総合特別区域法第1条 (産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ⑦総合特区の推進
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・各特区における国際戦略総合特別区域計画目標の進展 ・各特区における企業の新規立地件数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等 国際戦略総合特区の7特区において、3法人/特区の適用があると想定。 なお、具体的にはつくば国際戦略総合特区から要望あり。
		② 減収額 1.26億円

		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成27年度) 我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することができる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成27年度) 規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成27年度) 租税特別措置が新設されなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成26年度) 欠損金の繰越控除の制限は、企業の研究開発投資を萎縮させる大きな要因であり、繰越控除額を拡大することで、企業の自発的な研究開発投資を喚起し、イノベーションが促進することが期待される。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	欠損金の繰越控除が適用されない20%分について補助金を交付したとしても、補助金に対しても法人税が課税されてしまうため、補助金の効果が減殺されてしまうため、租税措置を講じる必要がある。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	総合特別区域法第5条において、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—